

公立大学法人滋賀県立大学職員配偶者同行休業規程

平成 26 年 9 月 2 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 161 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学就業規則（以下「職員就業規則」という。）第42条の2第2項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程（第7条第2項、第3項および第5項を除く。）において「職員」とは、次に掲げる職員以外の職員をいう。

- (1) 期間を定めて雇用された職員
 - (2) 非常勤職員
 - (3) 職員就業規則第12条第1項に定める試用期間中の職員
 - (4) 職員就業規則第31条の5各項の規定により異動期間（同規則第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員
- 2 この規程において「配偶者同行休業」とは、職員が、次に掲げる事由（6月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第6条第2号において「配偶者外国滞在事由」という。）により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5条および第6条において同じ。）と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。
- (1) 外国での勤務
 - (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって、外国において行うもの
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって、外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として理事長が別に定めるもの

(配偶者同行休業の承認)

第3条 理事長は、職員が申請した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、3年以内の期間、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

- 2 前項の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日および末日ならびに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所または居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第4条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、理事長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、理事長が別に定める特別の事情がある場合を除き、1回に限

るものとする。

3 前条第1項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の失効)

第5条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

(配偶者同行休業の承認の取消し)

第6条 理事長は、配偶者同行休業をしている職員が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと。
- (2) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、または配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (3) 配偶者同行休業をしている職員が、公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程第18条第1項の産前休暇および産後休暇の規定により特別休暇を与えられて、勤務しなくなったこと。
- (4) 配偶者同行休業をしている職員が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条第1項の規定により育児休業をすることとなったこと。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用)

第7条 理事長は、第3条第1項または第4条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下この項および第3項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を雇用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
- 5 理事長は、第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(配偶者同行休業の効果)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、配偶者同行休業を開始した時就いていた職または配偶者同行休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

- 2 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(職務復帰後における号給の調整)

第9条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第10条 公立大学法人滋賀県立大学職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）第9条の4第1項および第10条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、職員退職手当規程第9条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

3 配偶者同行休業をした期間についての職員退職手当規程第10条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成26年9月2日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。